

会 議 録

附属機関又は 会議体の名称		第 9 回豊島区基本構想審議会
事務局（担当課）		豊島区長期計画担当課
開催日時		令和 6 年 10 月 30 日（金）18 時 30 分～20 時 22 分
開催場所		としまセンタースクエア
会議次第		1 開 会 2 議 事 基本構想・基本計画（素案）について
公開の 可否	会議	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
	会議録	☒ 公開 ☐ 非公開 ☐ 一部非公開 非 公 開 ・ 一 部 非 公 開 の 場 合 は、その理 由
出席者	委 員	市古太郎（東京都立大学都市環境学部教授）、柏女霊峰（淑徳大学総合福祉学部教授）、金子一彦（東京学芸大学大学院教育学研究科特任教授）、金潔（大正大学社会共生学部教授）、原田久（立教大学法学部教授）、市原昭（公募区民）、大村晴美（公募区民）、奥村実穂（公募区民）、平野翔大（公募区民）、平松恵一郎（公募区民）、吉田由希恵（公募区民）、塚田ひさこ（区議会議員）、高橋佳代子（区議会議員）、芳賀竜朗（区議会議員）、細川正博（区議会議員）、垣内信行（区議会議員）、天貝勝己（副区長）、上野雄一（副区長）、金子智雄（教育長）
	区側 出席者	区長補佐担当部長、総務部長、危機管理監、施設整備担当部長、区民部長、文化商工部長、環境清掃部長、福祉部長、健康部長、池袋保健所長、子ども家庭部長、児童相談所長、都市整備部長、建築担当部長、土木担当部長、会計管理室長、教育部長、選挙管理委員会事務局長、区議会事務局長
	事務局	政策経営部長、企画課長、施設計画担当課長、長期計画担当課長、財政課長、行政経営課長、財政改革担当課長、情報管理課長

審議経過

1. 開 会

事務局： それでは、定刻になりましたので、ただいまから第9回豊島区基本構想審議会を開催させていただきます。

はじめに、本日の出欠について申し上げます。本日も対面とオンラインを併用して審議会を実施いたします。オンラインはG委員、M委員、R委員と3名が出席しています。欠席はH委員、Q委員の2名です。

資料は事前にお送りさせていただきましたが、お持ちでない方はいらっしゃいますでしょうか。大丈夫でしょうか。本日は当日配布資料といたしまして、指標関係の資料9-2という資料と、事前にいただいたご意見・ご質問への回答を机上で配布しております。それでは、原田会長、議事の進行をお願いいたします。

原田会長： それでは、議事に入りたいと思いますが、いつものように、傍聴の確認をしたいと思います。傍聴の希望者はいらっしゃいますでしょうか。

事務局： 3名いらっしゃいます。これよりお入りいただきます。

原田会長： お願いします。

事務局： また、本日は通常の傍聴者に加えて、区民ワークショップに参加した区の若手職員も、後ろで傍聴しているところでございます。

原田会長： それでは、本日の議事に入りたいと存じます。

では、本題に入りたいと存じます。昨年度から始まりました本審議会も、数えると9回目になります。これまでの基本構想・基本計画の各施策につきまして、委員の皆様とたくさんの議論を重ねてまいりましたが、一応、本日がその全体の審議の日となります。本日はこれまでの通り、議論を基本構想・基本計画の施策ごとに区分して議論をするというようなことではなくて、フリーに意見交換をしたいと存じます。いろんな形でご発言を頂戴できますと幸いです。オンラインの参加の委員の方々におかれましても、積極的にご発言くださったら有難く存じます。

終了時刻ですが、いつも守れませんけれども、8時を目標としてございますけれども、議論の進行状況によりましては、8時を過ぎるということもございます。遅くとも、8時半には終わりたいと考えております。本日も議論の円滑な進行にご協力くださると幸いです。

基本構想・基本計画（素案）について

原田会長： それでは、早速中身に入ってまいります。基本構想と基本計画の素案、そして各施策の効果を表す代表的な施策について、事務局が資料を取りまとめておりますので、説明をお願いいたします。審議に入る前に、概要、変更点等のポイントについて、事務局から説明がございます。それでは、事務局の方から資料の説明をよろしくをお願いいたします。

事務局： それでは、資料9-1をご覧ください。青いファイルの「基本構想・基本計画（素案）」でございます。大きな修正部分について、ご説明をいたします。

まず、7ページをお開きください。基本構想素案の3つの理念でございます。理念の内、3番目に『としま』らしさがあふれる」という表現がありましたが、豊島区の計画で「としまらしさ」、「豊島」という表現を使うことは、できるだけ避けた

方がいいんじゃないかというご意見を、いただいているところでございました。この部分の表現については、検討事項となっております、今回事務局として、改めて『としま』らしさがあふれる」に代わる表現を、提案させていただいております。元々の「としま」らしさがあふれる」というコンセプトと合致するように、新しい表現を検討した結果、「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」という表現に、今回修正をしております。「出会い」というのは、人口流動性の高い区の特徴を表現したもの、人と人との出会い、文化と文化との出会いなどを表しています。地域の中の人同士での出会いや、地域を超えた出会いという意味も込めております。

「笑顔」は、人や社会が健康で幸せな状態を表しています。9月に開催された、「としま子ども会議」という子どもたちが参加したワークショップで、10年後には子どもたちの笑顔あふれる豊島区になってほしいという、子どもたちの提案ございましてその提案を意識した内容としております。「咲きほこる」というのは、ソメイヨシノやバラ祭り、菊まつりなど、本区が花とゆかりがあるということにもなぞらえて、まち全体に出会いと笑顔があふれているという状態を表現したものです。最後の「憧れのまち」というのは、先日の区民ワークショップの提案から出た言葉から着想しているものですが、今、区に住んでいない方に対しては、住みたい、訪れたいまちと思ってもらえるような、今、区に住んでいる方に対しては、住んでいることを誇りに思ってもらえるようなまちを目指していきたいと、こういった思いを込めているものです。区の個性やポテンシャルを最大限活かして、このようなまちを目指してまいりたいと考えております。

続いて、8ページをお開きください。基本構想の7つのまちづくりの方向性ですが、まちづくりの方向性2に「笑顔あふれる」という言葉を加えております。こちら、先ほどの子ども会議での、子どもたちからの提案を反映しているものです。続いて、まちづくりの方向性4は、「多彩な文化のまち」という部分について、これまでの施策をさらに進化させていく思いを込めて、あらゆる人がより身近に文化を感じていけるという方向性と、文化やチャレンジする人々が、国境を越えて世界へとつながっていくという様子を示した内容としております。

まちづくりの方向性5については、地域経済の持続的な発展という内容をベースとしながら、コロナ禍以降、デジタル技術の進化やインバウンドなどで、相当技術革新が生まれている分野だと思しますので、時代に沿った視点をしっかりと持って、まちづくりを展開していきたいということで、赤字部分を追記しているものです。

続いて、17ページをお開きください。新しい将来人口推計をお示したページです。こちら、参考資料をつけておりますので、参考9-1という資料をご覧ください。前回の推定条件と今回の推定条件とを比較した資料となっております。前回から変更した部分を赤字でお示ししております。前回の推計をご説明した際に、移動率と集合住宅の影響のダブルカウントの検証が、課題となっているということ申し上げました。移動率の中から、集合住宅の影響を丁寧に取り除いて、推計を行ったというのが、今回の推計のポイントでございます。赤字で記載しておりますが、移動率の部分では、人口構造に影響が大きい大規模住宅に居住している住民を除いて、移動率の算出を行いました。その上で、別途、集合住宅の影響ということで、

前回はこれまでの平均値の30%と、かなり控え目に加算をしていたのですが、今回は100%、75%、50%の3パターンで加算を行っております。

参考資料の2ページ目をご覧ください。グラフの中の④⑤⑥というラインが今回の新しい推計となっております。上から順番に、集合住宅の影響が平均100%のもの、その下が75%、その下が50%となっています。今回の基本計画の素案には、平均50%のものを掲載しております。この先、集合住宅の状況がどうなるのかという予測も非常に難しいものでありますので、比較的堅めの予測として、50%というところを取っているところでございます。

この人口推計につきましては、できるだけ直近の傾向を踏まえた内容にしたいと思っておりますので、次は来年1月1日現在の人口を踏まえまして、最後の推計を行いたいと考えております。

続いて、また基本構想・基本計画のファイルに戻りまして、32ページをお開きください。施策の体系図でございます。まちづくりの方向性について、前回、レイヤーごとの整理をした方が良くはないかというご意見をいただいていたところです。施策にそれぞれ紐づく分野が見えるような形で、整理を行っております。その上で、施策面についても若干修正を行っております。

それ以降の各論のページでは、前回以降、主に修正した部分は赤字としております。基本構想・基本計画（素案）についての私からの説明は以上となります。続いて、指標に関連する資料について、行政経営課長よりご説明をいたします。

行政経営課長： 私の方からは、指標について説明をさせていただきます。まず、本日机上に配付させていただきました、資料9-2-①「計画に掲載する指標選定におけるこれまでプロセス」という資料をお取り出しください。指標の選定につきましては、まず区の方で10月1日までに、審議会の審議を踏まえ、掲載の候補となる指標の案の選定を行ったところでございます。10月2日に第2回政策評価委員会を開催いたしまして、掲載候補となる指標案をご審議いただきました。政策評価委員会では、様々な視点からご議論いただいたところでございまして、主な意見を4つほど記載しているところでございます。その後、政策評価委員会の意見を踏まえまして、指標案を区の方で調整をいたしまして、10月10日から16日の間で、審議会委員の皆様にご意見61件、ご質問20件をいただいたところでございます。皆様からいただいたご意見を踏まえまして、9件指標を修正いたしました。指標の最終案としてまとめまして、10月22日に改めて各委員様にお送りさせていただいて、最終案ということで、確認をしていただいたところでございます。最終案に対するご意見、ご質問は0件でございました。この短い期間に、二度も指標についてご確認をいただきまして、本当にありがとうございます。

その後、区の方で、最終調整した上で、本日机上に配布しております資料9-2-②でございしますが、計画の掲載候補となる指標（素案）としてまとめたものでございます。こちらにつきましては、計画に掲載する全施策の指標について、その種類と指標の指標名、2023年の実績値、目標値というものを、一覧でまとめたものになってございます。一部の数値が設定されていないものがございしますが、こちら、今回新規設定した区民意識調査を指標としているものにつきましては、現在調査中であるため、数値が入るのは12月頃を予定しております。また、今後取組を開始

する事業も数個ございまして、こちらにつきましては開催時期の関係から、実績値や目標値が「-」（バー）になっているものがございます。

最後に、参考資料 9-3 をお取り出してください。こちらは、先ほどご説明いたしました、委員の皆様指標を確認していただいた際に、いただいたご意見、ご質問と、その回答結果を一覧でまとめたものでございます。ご意見に沿って、指標を変更したものを赤字、変更はしなかったものは青字にしてまとめているところでございまして、一番右側に、それぞれいただいたご意見、変更のご提案に関する回答というところで、まとめたものでございます。指標についての説明は以上になります。

原田会長： ありがとうございます。最終的に、基本構想・基本計画というのは、狭い意味での基本構想・基本計画と、それに紐づく指標があるわけですが、一応議論しやすいように、前半で狭い意味での基本構想・基本計画、この二つを議論したいと存じます。その後、指標についても議論したいと思いますが、やはりあっちこっち行ったりすることもございますので、一応そういうつもりで議論いただきたいんですけど、そうでなくてももちろん結構でございます。

私から冒頭に申し上げておきたいのは、私自身の課題として、この場で何度か発言したことについて、今日、基本構想・基本計画に、ある程度反映されていることについても、コメントをしたいと存じます。冒頭の分厚い冊子の方の、基本構想・基本計画の 3 本柱についてですが、豊島区の基本構想・基本計画を定めるにあたって、豊島区らしいというのは、もう少し何とかならんのかということ、何度か私この場で申し上げてまいりました。やはり我々のゴールというのは、10 年後の豊島区を想像しながら、ブレイクダウンをして、しかも、区民にわかりやすい形で表現ができるということで、我々に課されている役割の一つではないかと、私はそう思って参りましたので、今回こういう形でお示しができるというのは、非常に安堵しているということでございました。

また、その際に、これも申し上げてきたと思うんですが、この場にはいない人は誰か、この計画を作るにあたって、この場にはいない人は誰かということも、我々が考えてあげるべきことだというふうに思っておりました。住みたい、住み続けたい、そして訪れたい、特に訪れたいという方々について意見を求めるというのは、ちょっと難しいのですが、これからの豊島区を担う、10 年後、20 年後を担う人たちというのは、まさに今、ここ豊島区に住んでいる子どもたちなのかもしれない、というふうに思ったところです。子どもたちは、どうやってお話を聞いたんですか。

事務局： としま子ども会議という、1 年間ぐらいかけて、子どもたちから意見をもらったり、ワークショップをしたりして、区に提案して、それを区がさらにフィードバックするような取組がありまして、その取組の中で、各分野でも意見をもらったんですが、トータルとして 10 年後こんな豊島区になってほしいという提案で、子どもたちから、笑顔あふれる豊島区になってほしいという、非常にシンプルなんですけれども、そういったまちを目指してほしいという提案をいただきました。

原田会長： なるほど。おそらく、子どもたちが 10 年後、20 年後大きくなって、あの時のメッセージがここに生きている、つまり、自分たちが提案したことがここに生きていて、まさにそれを支えるのは自分たちなんだという意識を持つことは、非常に素晴

らしいことだというふうに思います。

もう一つは、ワークショップについてです。私も、先日開催されたワークショップの1日目で、少しお話をさせていただいたのですが、ここにお越しの、区民から公募されてお越しになった方々に、私は本当に心から感謝しているのですが、ここにいらっしゃらない方が、一体どんな意見を持っているのかということは、引き続き関心を持っていたところです。今回、ワークショップという形で、ここにいらっしゃる公募の方々のみならず、さらに区民の意見を拾い上げることができたということは、私としては非常に良いことかなというふうに思っております。つまり、我々の議論のベースの上に、ここにいない人たちの意向を踏まえて、考え方を踏まえて、大きな3つの柱を書くとするとうなるのかという提案が、今回改めて示されたというふうに私は理解しております。それ自体、非常に良いことかなというふうに思います。

やや脱線ですけれども、前回、文化商工部長をやや困らせるような発言を私はいたしました、桜の話をいたしました。豊島区には、いくつかの花にゆかりのある地域があり、やはりそういったものが豊島区らしさというものを、計画の中で表現できる一つのきっかけになるのではないかなというふうに思ってきたところです。そうしたところについても、先ほどの3本柱のところで反映ができていないかなというふうに思っております。また、一部、それに合わせて表現を変えたところ、また、委員の方々のご意見を踏まえて、文言等を修正したりしたところも、先ほど確認をしたところです。

今後の話をしながらこれから議論を賜るというのは、ややおかしいのかもしれませんが、これからおそらく、何らかの形で、もう少し詳細に、区議会等で説明する機会もあるでしょうし、さらにパブリックコメントを求めていくということにもなりますので、一旦今日、議論をして、大方これでいいよねというところまで辿り着くものは、素案ということになります。

私が思うところをざっと申し上げましたけれども、基本構想・基本計画の中身につきましては、この機会にご発言いただくというのは、おそらく最後になるのかなというふうに思いますので、是非、様々なご意見、ご質問をお出してくださればと存じます。いかがでございましょうか。では、V委員。

V委員： 全体にわたってでよろしいでしょうか。それでは5～6点あるんですけども、短く述べていきたいというふうに思います。

最初に、11ページのところなんですけれども、社会の動向というところ、この②です。「新型コロナウイルスの影響による社会の変化」と書かれておりますが、新型コロナウイルスの影響以外のものも入っておりますので、それはいらないのではないか、「新型コロナウイルスの影響による」というのは、いらないのではないかなというふうに思います。「社会環境の変化」でよろしいのではないかと思います。

一番下のところで、「孤独・孤立の問題が」というところ、ここは孤独・孤立、そして虐待の存在が顕在化しているということ。それから、おそらく、どの程度、豊島区の状況がはっきりしてないんですけれども、貧困の状態・状況が、特に子どもの貧困対策計画などの別の件でやっておりますけれども、それがコロナの影響もあったのか、かなり深刻な状況になっておりますので、貧困なども取り入れていただ

くといいのではないかなと思いました。

続きまして 29 ページになります。「3つの理念の実現に向けて」というところで、四つ挙がっているんですけども、前も申し上げたんですが、もう一度ここで申し上げさせていただきたいと思うんですけども、(5)を作っていただいて、そして、公の支援というものを、公的責任による支援というものを、この中で入れていくことが必要なのではないかと思います。例えば、今申し上げた貧困の問題もそうなんですけれども、貧困などは個人の責任ではなく、社会全体で取り組むべきとの認識のもとに、今後の支援につなげる体制づくりが必要だと。きめ細やかなサービスが必要だと。ただ、虐待や暴力など、人権上の問題に公が中心となって支援をしていくことが大事ですといった視点を、ここに盛り込んでいくことが大事なのではないかというふうに思いました。

あとは大きな意見はないのですけれども、続きまして 48 ページです。上から四つ目の○のところ。「障害は発達に課題があるなど」のところですけども、3行目ところ、「多角的な支援」とありますが、ここは「包括的な支援」でもいいのではないかと思います。細部はもうおまかせいたします。

それから 53 ページです。左側、「いじめの防止と対応の充実」のところですけども、この下から5行目のところですが、「教員にいじめの定義を正しく理解させ」というのは、ちょっと上から目線ポイントで、「教員に正しい理解を促し」というような形で書いていただいた方がいいかなと思いました。文章上の問題です。

それから 60 ページです。やはり、ここでも子どもの貧困の問題を入れていくことが非常に大事なかなというふうに思っております。保護者の方々、特にひとり親の方、特にひとり親でも母子家庭の方、その子どもたちと、それからその保護者の方々、自己肯定感が非常に低下をしていると、5年前より低下をしているというような結果も、私が関わっている調査では出ております。豊島区はどうかわかりませんが、豊島区は豊島区で今、子どもの計画を作っているの、そこで調査をしていると思いますので、その調査の分析をしながら反映させていただければというふうに思っております。

それから、66 ページです。○の四つ目です。高齢者や障害者に加えて、ここでは、サービスにアクセスしにくい、ひとり親家庭なども入れていただく必要があるのではないかと思います。公的サービスに、なかなか1人で家事と育児と仕事をやらなければならないというのは、平日に役所に向かうのは無理ですので、そういった方々への配慮というのは必要だろうというふうに思います。情報へのアクセスにおいては、それが必要だろうと思いました。

68 ページです。上の方です。これで最後になりますけれども、事業者支援と介護者等のスキルアップ。介護職、福祉人材の確保、養成、定着支援のところですけども、○の一番上です。「介護職の魅力」とありますが、「介護職や保育職の魅力を」というふうに書いていただければというふうに思いました。

それから、3番目の○のところ。ここに関連して、苦情の対応が書かれているんですけども、苦情対応に大きな威力を発揮するものは、事業所全体の質の向上である第三者評価、これが大きな影響、力を発揮することになりますので、この第三者評価の受審についても、福祉サービスの第三者評価の受審を入れていただく

すみません。早口になりましたけれども、私の方からは以上です。ありがとうございました。

事務局： 11 ページの「新型コロナウイルスの影響による」というところで、今回コロナを経た後の計画というところで、コロナの影響についてどうだったのかっていうのは、我々としてもしっかり書いていきたいなというふうに思っております。ただ一方で、これがコロナだけの影響かというのは、検証しづらいところもありますので、このタイトルについてはちょっと工夫をして、今一度考えていきたいなというふうに思っております。そのあとの、虐待や貧困などの課題が生じているというところについては、改めてご意見を踏まえて表現を考えていきたいと思っております。

それ以降について、各論のご意見というところで、おそらく、子ども家庭部と教育部と福祉部に関わる内容ということになっていると思いますが、それぞれ回答していくということでよろしいでしょうか。48 ページは、子ども家庭部の施策だと思いますので、子ども家庭部長、よろしくお願いします。

60 ページ、子どもの貧困、母子家庭の現実について、こちら子どもの方が主体になっている、貧困を入れるのは、当初想定はしなかったんですが、他のところで子どもの貧困が抜けておりますので、入れるような形で検討して行きたいと思えます。

教育部長： 53 ページのいじめの防止と対応の充実というところですが、ご指摘の通り、「教員にいじめの定義について正しい理解を促し」ということで訂正させていただきます。以上です。

それから、最後の苦情対応の関係で、第三者評価の受審を入れた方がいいんじゃないかというご意見でございますけれども、こちらも表現を確認いたしまして、受審につながるような形で記載をしてみたいと考えています。ありがとうございます。

原田会長： ありがとうございました。最初のご質問についてですけれども、基本構想・基本計画を策定するにあたって、どういう大きな変化があったんでしょうかというところを、まず大掴みするということなので、内容的にはこれで私はいいいのかなというふうに思っていますが、ただそれ以外は考えてないかというようなことは、もちろん、当然ながら出てくる疑問かと思います。もう1回タイトルのところを考えてください。

やはり一番大きかったのは、この計画を作るにあたって、その社会形成が大きく変わったというのは、言うまでもなく、新型コロナだったかなというふうには思っております。

V委員、本当に丁寧にご覧いただきまして、ありがとうございます。他にどうでしょうか。

W委員： 全体に見させていただいて、いろいろな修正を加えていただいて、私としては、くどいかもしれないけど、非常にわかりやすくなったと思います。ただ、文章で書かれているので、今後いろいろな図とかグラフとか、広報に関してはいろんな工夫が今後出てくるのかなというふうに期待をしております。

そんな中で、最初の理念のところ、やはり声なき声にも耳をすませであるとか、それから誰一人取り残さずであるとか、こういうところは、非常に私もその通りだろうというふうに感じておりまして、そういう意味で指標のところでも書かせていただいたんですけども、指標に表れないですけれども、相談につながる早期発見、声なき声を見つけるという行為を是非とも。私が指標のときに意見を書きましたけれども、なかなか表しにくいということで採用されなかったんですけども。実際はそこから始めないと、相談を待っているのではなく、相談をほじくり返すというか、見つけ出すというか、そういうふうに早期発見から支援につなげるということを、今後しっかりしていただければなという意見です。

それから、行政に行き着いて、前回もお話しましたが、内部統制の重要性、信頼性を確保するために内部統制をしっかりしなければいけないということを、指標の意見でも書きましたけれども、ある意味、リスクとコントロール、リスクを発見してそれをコントロールするという意味で内部統制はありますが、もう一点、同じページの上の方に生産性を上げるというようなことが書かれていましたので、この辺の内部統制を活用して業務のプロセスの可視化をして、不備のあるところを改善していく、それによって生産性を改善していくということができると思っていますので、違う視点の内部統制、ただコンプライアンス、信頼性の確保というだけではなく、違う視点の内部統制もしっかりやっていただければというふうに思います。

最後にもう一点、DXを進められるということで、全ての人がデジタルリテラシーを高めると、職員全体が高めるというようなことを書かれていましたけれども、確かにその通りですけれども、組織ごとに調整役というか、特に若い人がデジタルに対して精通している方々が多いですから、組織の単純なピラミッドの中のやり方だけではなく、横串を通して、興味のある若い人たちを中心に、組織としてデジタルを活用してつなげていくということが、私も前の会社でそういうことをやって活発な活動になりましたので、そういうことができたらいんじゃないかなというふうに感じております。私としては以上です。

原田会長： 行政体制についてご質問あったかなというふうに思います。

事務局： 最初のご意見の、相談につながる早期発見というところで、行政分野などいろいろなシーンで、例えば、福祉であったり、健康であったり、いろんなシーンで、そういった視点が求められてくると思います。今現在、早期発見ということ意識した施策の内容にはなっていると思うんですが、改めて今一度、そういう体制になっているかどうか、内容を確認したいと思います。ありがとうございます

続いて、内部統制というところで、現在書いてある内容としては、いわゆる事故やミスが起きないようにという視点を中心とした内部統制の内容を書いているんですが、行政のそういった作業であったり行動であったり、見える化して生産性を高めていくというのも非常に大事な視点だと思いますので、改めてこの内容については点検をしたいと思います。

政策経営部長： デジタルの部分でございます。記載させていただいたように、個人の意思を変えるというのが非常に重要なんですが、それを組織全体で底上げをするということが非常に重要であります。さらに、ご指摘の通り、黙っているとなかなか進まないもので、その中心となる人物であったり、他の職場の方で、先進的ないい事例ができたら、それを他に広げていくような、そういった底上げをするような仕組みを、今後考えていながら、しっかりDXが進むように取り組んでまいりたいというふうに思います。ありがとうございました。

原田会長： 私も行政の研究者なので、少しコメントをいたしますと、やはりどうしてもDX関係って、若い人にまずやってもらいましょうと。確かに若い人はいろいろ知っているんですよね。もう、組織全体で使っていくような形にしていけないといけないんだらうな、やはりそういう努力が必要だらうなというふうに、60 近くなってやはり私も思います。

もう一つは、多分これから、いろんなDX関係で売り込みがたくさんあるんじゃないかなと思うんです。いろいろサービスが充実しているので、つい手を出して買いたくなるということもあるでしょうけれども、やはりちょっとトータルに見て、先ほどの二つ目の話に繋がりますけれども、どう生産性を上げるのかということ、やっぱり考えてほしいなという気がします。他が買ったからうちも買うというようなことは絶対ないように。本当に効果があるのかということは検証しながら進めてほしいなという気は私はしています。では、WEBでM委員が手を挙げてくださっています。

M委員： 2点お願いします。まず7ページの理念の3つ目「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」についてです。丁寧なご説明があり、原田会長のお話もあって、理解したんですけども、1番が「誰もがいつでも主役」、2番が「みんながつながる」と非常にわかりやすく、3番は「笑顔が咲きほこる」という一種詩的な表現になっているので、ここはその下の説明5行目に、「まち全体に新たな出会いと笑顔があふれる」というふうに書いてありますので、私は「出会いと笑顔があふれる憧れのまち」方が区民目線でわかりやすい表現かなと思いました。ただ、ご説明伺って、ソメイヨシノなど、花とゆかりのある豊島区という、3つ目は非常に思いのこもった理念なのかなと思って、現在は理解しております。

2点目は、ご質問にもありました 53 ページのいじめの防止のところなんですけれども、「教員に理解させる」とか、あるいは「正しい理解を促して」といったご意見がありました。いじめ防止対策推進法ができてもう 10 年以上経っておりまして、今更、教育委員会が教職員にいじめというのはこうですよなどと理解させるなんていうのは、時代遅れであります。ここは、もう教職員がいじめの定義を主体的に理解して、その上で、いじめの防止に組織的に取り組むというのがあるべき姿ではないかと思います。当日配布資料として、本日配っていただいておりますが、ここは「させる」とか、「促す」とかという、使役の言い方よりも、今のような形で前向きな表現に改めていただくことを要望いたします。以上です。

原田会長： ありがとうございました。1点目のところですが、私は先ほど申し上げたところと、若干重複するのかもしれませんが、基本的にはM委員がおっしゃるところと気持ちとしては全く同じです。他方で、おそらく基本構想・基本計画をこういう形で一体的に作成をする中で、作成し終わった後に、これは一体どこの自治体の計画なのかしらというようなところが、やはり伝わってくるものであってほしい。それは先ほどの区民ワークショップの方々の思いでもあるでしょうし、子どもたちの思いでもあると思います。そういう意味では、やはり豊島区らしさが何か伝わってくるものが、上手く表現できないかというようなところで、若干冒険してみたということだと私は理解しております。

2点目は、大変厳しいご意見かなというふうに思いますけれども、どうでしょう。

教育部長： 検討させていただきます。ただ、この取組方針の 53 ページのいじめのところは、現状と課題ということで、今回いじめの重大事態が発生し、その中の指摘の中で、いじめの認識がなかったという事件がありました。実際、これはいじめか、いじめじゃないんじゃないかっていう、現場ではそういう対応の差というのが数件見られましたので、やはり、これは、いじめの定義を、改めて、教員全てに理解をさせる、促すということで、現状と課題ということで書かせていただきましたので、今、M委員のご指摘も踏まえて、検討させていただきます。ただ、取組方針の中では、しっかりと学校と教育委員会が連携した、組織的で確実ないじめの対応ということで、方針は、そのご指摘の点は記載させていただいています。おっしゃる通りだとは思いますが、当たり前のことだというふうには捉えていますけれども、当たり前のことができていないという現状を、ここで書かせていただいたということでございます。記述の仕方については検討させていただきます。以上です。

原田会長： M委員いかがでしょうか。

M委員： もし、「促す」とか「理解させる」と言うのであれば、誰が理解させるのかという言葉がないと、わからないんじゃないかと思うんですよ。課題だということはわかりますので、これはいじめの未然防止、早期発見、早期対応を徹底するために、教育委員会は、教員にいじめの定義を正しく理解させると、はっきり明示してください。お願いします。

教育部長： はい。教育委員会という主語をはっきり明記させていただきます。

M委員： はい。ありがとうございます。

原田会長： ありがとうございます。今のお二方のやり取りを聞いていて思いましたのは、豊

島区の場合、例えていうと、マイナス2とかマイナス3からのスタートであると、残念ながら。やはりその現状を踏まえて、どこを目指すのかということじゃなくて、今どこに我々は立っているのかということを見ると、まずは、いじめって何なのっていうところをちゃんと理解してもらうということが、もう1回立ち返って、そこが一番大事なんじゃないかというようなところが、この記載になっているということですね。わかりました。それは、非常にある意味残念ではありますが、現実を直視した形での、この左側の記載になっているということですね。おそらくM委員も同じ気持ちでいらっしゃるのかなと。やはりそこを見ないと、どんなふうに対応するのっていうことは、つながらないだろうと思います。ありがとうございました。ではO委員どうぞ。

O委員： 質問なんですけど、12～13ページの「画像など挿入予定」というのは、どんな画像をイメージされているのかをお聞きしたいのですが。というのは、大規模災害の動向や気候変動危機のところに画像挿入とあるのですが、これは必要あるのかなってちょっと思ったんですよね。また、デジタル・トランスフォーメーションの画像って何だろうと思って。それよりも画像が入るんだったら、先ほどから言われている「としまらしさ」みたいな、何かそういうものがどこかに入っている方が……。報道写真みたいなものが入ってくるのかしらと、ちょっと思ったものですから、質問です。

原田会長： いかがでしょうか。

事務局： 素案に合わせて入れようと思って、まだ適切なものが一部見つかっていないものもあって全部入れられていないんですが、探した上で適切なものが見つからない場合には、画像以外に、何かこの余白をなくしてしまうか、デジタルの場合で言うと、国が示している社会の概念図みたいなものがありまして、そういった概念図で新しい社会のあり方みたいなものを載せるということもあって、後期基本計画では、Society5.0という新しい概念図みたいなものを掲載したところなんですけど、実際に載せる画像、図表などがあるかどうかというところを含めて、見つからない場合には、この欄は余白を消して文章するというところで整理をしていきたいというふうに考えております。

O委員： わかりました。

原田会長： ありがとうございました。非常に大切なご指摘で、これは最終的にウェブサイトアップロードされたり、刷新なさったりするときに、どういうふうに区民の方々や、将来の区民を含めたり、あるいは訪れたい人たちに見てもらえるか、そういうところに関わってくるかなというふうに思います。一言で言うと、見映えがするということになるんでしょうけれども、適切な画像を、著作権の範囲内で探していただければと思います。私ども法学部の教授会で、こういう資料の話をしますと、必ず著作権法の教員が手を挙げて、その画像をどこからいただいてきたんですかと必ず聞くんです。これすごく大事なことで、まさかそういうことにはならないと私理解しております。是非その点も配慮していただければというふうに思います。でもすごく見映えも大事なので、見てもらわないといけないので。

O委員： かといって。フリー素材、イラスト入れるんだったら……。

原田会長： これも大事なところで、いつもパワポの資料で、いつも同じ顔の人が出てくる。あれはフリー素材だからですね。それだったら、本当になんていうか区長にわかってもらってお金つけてもらって何か買うとか、本当にやはりその努力も……。多分どこかの業者さんに委託して、ウェブサイトを構築なさっていると思いますが。ちょっと一工夫があるかなという気がしております。是非、桜も載せてほしいと思いますけれども。ではF委員。

F委員： 9回目まで来て、皆さんすごく大変な中でまとめられているなっていうのは本当にヒシヒシと感じて、読むのも確認するのもすごく大変だったんですけど。せっかくここまでやってきて、私の思いは、やはりここでも聞いてみた方がいいかなっていうことがあって、是非まず一つ、豊島区ではこの多文化共生というのをどのように捉えていくのかっていうことを、教えていただけたらと思います。多文化共生という言葉はどのように捉えていますか。

多文化共生推進担当課長： 豊島区では、多文化共生推進基本方針というものを策定しておりまして、外国人は、区内に今 12.1%と、23 区でも 2 番目に高くなっております。外国人の暮らしへの支援ですとか、活躍への支援、言葉などの支援とか、交流事業、そういったものを進めていくということで、多文化共生を進めていこうという、そうした基本方針を定めているところございます。

F委員： 今回の資料、25 ページ、27 ページで全体を通して、やはり多文化共生というのは、外国人のための多文化共生というニュアンスが、外国人の私にとっては、すごく強く感じます。多文化共生というのは、福祉から見たら、やはり日本にいる日本人も、外国籍の住民も共に暮らしていくためのものかなと思いますので、今回の 25 ページ、27 ページでも、日本人の視点が、私は読み取れなかった。どうしても、外国人どうしたらいいかというニュアンスが強くて。25 ページのところで、「外国人も地域で輝く「多文化共生」とあるんですけど、私としては、「外国人も、あるいは外国人住民も地域住民の一員として」とか、そういう文言として入れてくれると、外国人も地域住民の一員として支援してもらおうということも大事ですし、27 ページの内容ですと、ほぼ外国人に対する内容しかなくて。前回のものですと、豊島区 基本計画 2020-2025 の中には、共通認識の醸成とか、交流の促進とか、日本人と外国人がどういうふうに交流して、理解し合うとか、そういう文言が入っていたりとか、交流事業というものがあつたんですけども、今回の中にはどちらかと言うと、外国人はどうしたらいいのかというところになるんですけど、共に生きるというのは、多文化共生の視点というのは、ここではどうしても外国人と、というところはあるんですけど、本来ならその多文化共生というのは、障害も交流も児童も全て、多文化、多様性というところなんですけど、今の国っていうと、多文化共生、外国人というところがあるとしても、もう少し、「地域住民の一員として」といった文言などを入れると、区としても、外国人住民に発信するメッセージとして受け止めると、外国人として扱っているのかというふうになってしまうので、外国籍の人なんですけど、日本に豊島区に住むこの地域の一員として、自分たちも参加していこうという、「自分たちも参加したいな、参加していこう」というメッセージを、是非発信していただきたいなと思います。今回資料を通して、一番強く思ったのは、25 ページ、27 ページのところでした。積極的に参加するとか、ただ参加するといふとこ

ろもとても良いと思います。聞く機会とか。ただ、やはり共に、一緒に、日本人と交流していくというものがなかったのが、是非、取入れていただきたいなと思います。こちらが1点目です。

それと、以前もお話ししたように、外国人か、外国籍の住人なのか、外国人の住人なのか、文言がまだ統一されていないところがあります。細かく読ませていただいたんですけど、例えば、54ページのところに、「日本語が苦手な外国籍の子ども」という表現があるんですけど、実は日本語は外国籍だけではなく、外国にルーツのある子どもということ、教育の現場にも学校における特別支援というところがありますので、多分ここは、日本語が苦手な外国籍の子どもだけではないという表現を協議した方がいいかなというところ。これちょっと教育の方に入るのですが。今かなり「外国にルーツのある子ども」という表現を使っていることが多いので、その辺は教育の現場ではどういうふうに使っているのか教えていただきたいと思います。

それと、先ほどもお話の中に、今、豊島区に住む外国人人口が比率 11.2%と 15 ページ目にあるんですけど、27 ページの記載について 11.2%であれば約 11%の方がいいと思うのですが約 12%となっています。細かいところすみません。間違いなく、新宿に続く第2ではあるんですけど、その辺の表記、数字はもしかしたら来年の段階でもっと増えているかもしれないんですけど、現段階ではここは表記を変えた方がいいのかなというのがあります。

一番気になっているのは、やはり私自身、前にもお伝えさせていただいたように、本当に日本大好きで豊島区に住むという、やはり自分がその地域の住民として参加していくという、そういう意識付けが難しいんですけど、だからこそ区としてのメッセージはすごく大事なというふうに思いました。

あともう一つ、福祉の人間なので、どうしても先ほど 68 ページ、既にご回答もありましたが、やはり誤解を招く表現でもありましたので、68 ページの「介護職の魅力」というのは福祉イコール介護というところ、今、保育職という表現も付け加えるというのはあるんですけど、やはり社会福祉士というのとは社会福祉というところもありますので、福祉ってイコール介護、保育ってということではないので、その辺ももうちょっと表現を見直した方がいいんじゃないかなというふうに思いました。主にこの3点です。よろしくお願いいたします。

原田会長： はい、いかがでしょうか。たくさんご指摘いただきました。大きなところ、数字のところ。

事務局： はい。まず、外国人人口でございますが、ご指摘の通り、月を追うごとに数値は増えている状況でございます。発行される時期についてはさらに増えていることも想定されますので、その辺も踏まえて数値を統一していきたいと考えております。

また、外国人という表記をどうするか、外国籍、外国人と様々ございますが、様々なページで出てくるとは思いますので、そちらの方も、改めて、見直して検討していきたいと思います。

そして、区民の一員としての外国人ということで、日本人も、外国人もというふうなことで、そちらの方も、そういった視点を踏まえた表記についても、改めて見

直していきたいと考えております。

教育部長： 54 ページのところの、「日本語が苦手な外国籍の子ども」というところですけども、確かに外国籍のお子さんも、外国にルーツのあるお子さんも、教育としては分け隔てなく、一人ひとりに寄り添った教育をしております。従いまして、この表記のところ、「日本語が苦手な外国籍等の子ども」ということで、要は日本語が苦手なお子さんに対しての指導を行いますよという位置づけで、ここに「外国籍等」ということで表記させていただきます。以上です。

F 委員： すみません。「等」と付け加えても、どうしても「外国籍」というところが入るので、外国にルーツのある子どもというのは、外国籍の子どもも含まれるし、日本人で海外で生活して日本に戻ってきたというところもありますので、今一般的に使われている言葉としては、教育のところでは、「外国にルーツのある子ども」の表記の方が外国籍の子どもも、いわゆる日本に帰国した子どもたちでも使われているので、もう少し考えていただければなというふうに思います。

教育部長： 検討させていただきます。どうしても教育の方では、「外国籍の子ども」というようなことで使っておりますので、「外国にルーツのある子ども」という表記の仕方については、持ち帰って検討させていただきます。

原田会長： ありがとうございました。

福祉部長： 68 ページの介護職の魅力のところ、先ほどから保育職、それだけではないというご意見をいただきましたので、こちらのテーマが福祉人材の確保というテーマでございますので、そういったところが丸ごとわかるような形で、表記を変えさせていただきますかと思っております。

原田会長： ありがとうございました。F 委員が以前ご発言なさって、私、各部局にお願いしたのは、表記の問題、いろんなタイプの表記があるので、統一すべきかどうかも含めて、表記にばらつきがあるのであれば、やはり見てほしいと。多分、これは多文化共生を謳っている区であれば、必ず考えないといけない、通り抜けないといけないアイテムの一つかなと思います。一体、どの施策で、どういうふうなところまで、施策がカバーするのか、かつ、できれば表現を統一するのかということですが、もう 1 回その辺りの点検をしてみてください。外国で検索してみて、ずらっと並べてみて、本当にその特別なタームを使うだけの合理的な理由があるかどうか、できれば包括的な表現を使っていって、漏れがないようにということが一番いいのではないかと思います。他方で、わかりづらくなる言葉はわかりづらくなるので、その辺りの塩梅を考えてほしいなという気がしています。

F 委員： 27 ページの「外国人ならではの視点」とか、外国人の視点からするとちょっとあんまり嬉しくない表現ではあるんですね。「日本人にない発想」とか、「日本人にない発想が得られる」とか、言葉的に客観的に考えていくときに、やはり視点のところに、反映されますので、やはり一旦をこういうふうに作ってしまうと、ずっとこの何年間も計画書の文言になるので、私はできる限り読ませていただいて気づいたことです。よろしくお願いいたします。

原田会長： 私も委員の意見にかなり同調するところがございます。やはりどうしても、豊島区の場合は、日本もそうなんですけど、急速な高齢化・少子化で、外国人も外国に

ルーツのある人も含めてですけれども、いろんな形で事態の方が先行してしまっていて、施策の方はやはり外国人施策になっているんですよね。つまり、自分ではない誰か他者に対して、施策を展開するということですから、いつも他者なわけではないでしょ、これだけ割合が増えてったら。ただ、やはり、割合が増えるものに対応して、施策として、同じ目線で議論をしないといけないというところが、どうしても後になってしまっているというところはあるわけです。人口的に2番目なのかもしれないですけど、先ほど教育委員会も申しましたけど、まだマイナス2、マイナス3なんですよ、スタート時点では。やはりどこを目指すのかというところについては、すごく大事なご示唆をいただいたと思いますので、単なる外国人施策からどうやって脱却するか、要するに、自分たちでない他者に対して働きかけるというスタンスを、どういう段階でどういうふうに止めていけるかということはすごく大事です。住んでいるという点ではこちらと同じでしょという観点から、どこまで議論できるか、難しいことですけど、それが問われているというご発言かなと思います。

F委員： 多文化共生という表現は、私は、日本人のための多文化共生でもあるのかなというところが強く思っているところでもありますし、最初の紹介のときもお伝えさせていただいたように、外国人が住みやすい社会・環境というのは、日本人にとっても住みやすいというところがあります。なので、もう少し多文化共生というのは、外国人のための施策というよりも、日本人と共に生きていくための施策という視点も入れていただければなというふうに思います。よろしくお願いします。

原田会長： 大変難しい課題で、多文化共生の施策そのものの見直しについてもご指摘いただいたのかなというふうに思います。私も海外に行ったときに、娘を保育園に預けるときに、「お前の国籍は何だ」と聞かれたことはありませんね。娘が「ドイツ語を喋れるのか」、「喋れる」、「わかった」それだけです。例えば、苦手かどうかというところがポイントなので、それ以外のところを聞く必要はないというか、幼稚園としてどれだけの配慮をするかということであれば、その情報だけあればいい、という気もいたしました。ありがとうございました。ではG委員どうぞ。

G委員： この間いろいろ指標の精査というか、やり取りとか、それから基本構想・基本計画を素案ということで整理いただきまして、編集いただきまして、本当に感謝申し上げます。3点ちょっと申し上げたいと思います。

1点目は、全体的な表記・表現の問題で、37ページ以降、施策のページが進んでいくわけで、展開していくわけですから、ここのそれぞれのレイアウトの取組方針という文字の下枠、例えば、37ページでいうと、「頻発化する様々な危機事象への対応」、これがどういう定義だったかなということが、一つ目です。というのは、取組方針を受けての表現というふうにも読めて、さらにその右側、「あらゆる危機に対する基本姿勢」というのが、それをもう少しブレイクダウンしたというふうにも読めるんですが、これが41ページに行くと、「地域コミュニティの結束力の低下」という表現なんですよ。これを取組方針で掲げるはずがないので、やはりこの辺りの定義、表現ぶりのもう一工夫を、全体的にさせていただくといいかなということが1点目です。

2点目は、実はそこに関連するんですが、ここの対応関係は、すごく取組方針の

大方針を示しているところと、課題を提示しているところっていうふうに、大きく言うと二つに分かれるんですけども、大方針を示している施策というのは、多分それに紐づくその分野の計画、何々プランがやっぱり対応しているからではないかなというふうに感じました。例えば、93 ページを見ていただくと、「池袋駅周辺地域の再生」ですが、ここは緊急整備地域の指定も受けて、計画をずっと検討、改訂して事業化してきた経緯がありますので、取組方針、大方針に対する具体的な事業内容みたいな対応関係になっているかなという印象があるんですよね。そうなってくると2点目としては、関連する分野別計画がある施策に関しては、その最終的な基本計画においては、何かそのリファレンスというか、すぐ対応する分野別計画についても表記いただくとわかりやすくなるかなというのが2点目です。

3点目は、少し細かいところで恐縮なんですけど、簡単に2点ほど申し上げさせていただきたくて、3点目の1点目は86 ページなんですけれども、「脱炭素社会実現」のところ、これも国とか国連の脱炭素ニーズも受けて、排出量削減、ミティゲーションを意識して言うとするならば、下のところの「気候変動の影響拡大」はアダプテーション、適用策ですよ。そうすると、適用策とか、適用、アダプテーション、アダクティブという言葉を使っておくのも一手かなというのが、86 ページについてのコメントです。

最後もう一つ、99 ページの公共施設等のマネジメント、ここは前々回に僕もご質問させていただいて、近隣自治体と違って、公共施設の総量削減っていうのが、地方に行くと相当大事な公共施設のマネジメントの一丁目一番地になっているんですけども、そうではなくて、豊島区においては、方針と再構築ということですね。それで、なるほどと思いながら、ここを読みました。その上で、公共施設というか、一番やはり床面積が大きいのは、小中学校施設ですよ。学校施設について、99 ページで少し何か文言を入れておく方がいいかなというのが、ちょっと最後の感想、感じたところです。以上です。

原田会長： ありがとうございました。自分の論文の感想を先生から聞いている気持ちで、今、G委員のご質問を伺いました。私も見ているつもりなんですけど、今、やはり見落としているところがたくさんあるなど、反省をいたしました。

一番上から参りますけれども、このフレーム、取組方針というものについて、先ほどの質問と少し関わりますが、左側に一体何が書いてあって、右側に何が書いてあるのかというところの、統一感が取れていないところがあるというご指摘だと思うのですが。

事務局： ご意見ありがとうございます。この取組方針の構造としては、左の箱は現状と課題、右の箱はそれを受けた取組方針というのを書こうという形で整理しているんですけど、おっしゃる通り、左の現状と課題の箱のタイトルが、課題を匂わすようなタイトルになっていない部分も一部見受けられるのかなっていう気がいたしました。ご意見を受けて、このタイトルが内容と整合しているかどうかということについては、改めて点検したいと思います。

原田会長： このフレームの中の、どうしても、中に何書いているとか、どういうタイトルが適切なのかと考えちゃいますけれども、やはり他と比較をしながら、もう1回トータルで見てください。先ほどの外国人の表現と同じです。

2点目は、すごく難しいご指摘いただいたなというふうに思っているのですが、行政には、当然ながら分野別の計画があり、その分野別の計画が、この我々が議論しているタイミングよりも早くできているものもあれば、これから作るものもあって、全てをリファーしていくということについては、リファーできるような施策もあるでしょうけども、そうじゃないものもある。あと少し古めになっていたり、この機にこちらを見直して、分野別計画をこれから作ろうみたいなのところの頭出しになっている可能性もあるし、少しもうこれは古いよねっていうところもあると思うんです。その辺りはどうですか。先ほどの関連する計画あたりに、同じタイミングで全部分野別計画がこの瞬間にできれば一番理想的ですけど、多分そうは絶対にはいかないんで。どうでしょうか。

事務局： おっしゃる通り、改定のタイミングというのは各分野別の計画で違うものがありまして、直近で改定しているものもあれば、数年後に改定する比較的内容が古くなってしまっている分野別計画もありまして、そういった古い分野別計画については、この基本構想・基本計画を受けて、また次の改定のタイミングで、この計画に合わせて内容を改定していくということになると思うんですが、全ての分野別計画の、現状のエッセンスをここに入れることが、果たして適切なのかどうかということもありますが、内容としては、しっかりと整合を図ってまいりたいと思います。

原田会長： 他方で、G委員の問題意識としては、基本構想・基本計画と分野別計画が全く無縁のような形で、例えば、ウェブサイトに乗ってしまったりすると、この両者ってどうなっているのと、区民からすると必ず出てくる疑問なのかなと思うんです。ですから、もし、今ほぼ同じようなタイミングで作っていることがあって、言及できるところがあれば、私は別にそれをいつも除外するという必要はないんじゃないかなというふうに思いますんで、その点、もう1回各部局に照会をしてみてください。同じタイミングで作っていることであれば、今まさに見てほしいということになるかもしれません。

3点目は、これは、いつもの役所の縦割りみたいなことになってはいないかという大変重要なお指摘かなと思います。床からすると小中学校が一番多いんじゃないの、それに対する言及はやはり担当の部局としても、ここにあった方がいいんじゃないのということだろうと思うのですが、いかがでしょうか。

施設計画担当課長： 学校の改築というところは、これから課題の中で大きい部分でございますし、実は6月の議会の方で新しく学校の改築を進めていくという方針を出したところでもございますので、そこの中で少し学校施設のそういったところの取組について、表現上触れられないかどうかというのは、今後入れられるように検討したいと思いますので、ちょっと考えさせていただければと思います。

原田会長： 一番大事なところが落ちてないかというふうに誤解されるよりは、やはり言及していくということは、私はいいと思います。G委員いかがでしょうか。

G委員： はい。承知しました。ありがとうございます。

原田会長： ありがとうございます。私がまた時間管理ができていないので、指標の話を今のところほったらかしにしています。そろそろ指標の話していきたいなと思います。どうぞ。

J 委員： すみません。2 点ありまして、1 点目は、治安対策に関して 45 ページに言及をされているのですが、確かに、治安対策について防犯とかそういう感じで書かれているのですが、豊島区は、先日私の質問で、犯罪被害者の支援を実際としてやるというふうに区長は明言をされておりました、これも一つのいわゆる安全・安心の取組であるというふうに思いますので、途中どこかで言及をなされればというふうに思っております。取組方針なので。

あともう 1 点は、すみません、47 ページ。こども家庭センターの四角の囲みの一番下に、「東部子ども家庭センター」とありますが、これは多分「東部子ども家庭支援センター」だと思います。東西の「子ども家庭支援センター」と、「こども家庭センター」があるので、他は多分使い方は間違っていないと思うんですが、この辺りについて、もう一度ちゃんと見直しを是非と思って発言します。

原田会長： よくご覧になりましたね。豊島区にとってのいくつかネーミングで難しいのは、多分この手の施設ものですよ。本当に他の人にはわからない。わからないのであれば、最低限、正確に書こうということかなというふうに思います。まず、2 点目のところどうでしょうか。

子ども家庭部長： どうもありがとうございました。間違っておりました。家庭センターとの表記を、しっかり、もう一回見直したいと思います。

原田会長： 1 点目のところ、私、実は初めて伺ったんですけれども、自治体で被害者支援というのは、やはり、豊島区としては交通事故があるのかしら、何がきっかけなのかというのはいわかりませんが、そういう方針をお出しになったということなので、いかがでしょうか。

福祉部長： 犯罪被害者の支援につきましては、62 ページの相談体制の強化というところの、○の四つ目に入っております。

原田会長： よろしゅうございますか。

危機管理監： J 委員のご指摘は本当にその通りでございまして、被害者支援の関係を全く考えてなかったんじゃなくて、福祉部と調整していますが、少しだけ言わせていただきますと、被害者支援って実はものすごく大切であると思っています。私も警察にいましたので、警察の仕事をすごく大きく言うと、一番大事なのはまず犯罪を起こさせない防犯面で、もし起こってしまったときは絶対逮捕する、それで、次は、やはり犯罪が起こったら、被害者を支援する、実はこの被害者支援はものすごく大切だという認識はもうすごく持っておりますので、それで福祉部とどっちに入れましょうかねということがあったということだけ、全く忘れていたのではないことを、ちょっと補足させてください。

原田会長： 委員ご指摘のこの施策そのものは、やはり地方自治体が率先して取り組むということはなかった分野だろうと思いますので、こういったところで今日議論ができて、どこに書くべきかということも確認ができたてよかったかなというふうに思います。ありがとうございました。

では指標の話に戻りましょう。指標で何か、さらに 2 度ほど、委員の方々にお目通し賜ったというふうに承知しております。また、事務局の方から説明がございましたけれども、政策評価委員会で、私座長を務めておりますけれども、政策評価の

委員の方々、やはりここはそうだよねと、こういうふうに修正したらどうかという
ような専門的な知見に基づいたコメントがあり、それを適切に反映してくださった
というふうに承知しております。

それでもやはり、もう1回見たんだけど、ちょっと気になるなっていうことがご
ざいましたら、指標についても、是非コメントを頂戴できればと存じます。

W委員： 前の議論でちょっとお話したかもしれないのですが、指標について細かい指摘は
ないんですけども、指標が、ある種、内部目標としての指標の意味合いと、外部に
評価してもらうための指標の意味合いがあると思うんですけども、外部評価しても
らうとすると、これって本当に良いの、悪いのというか、そういう比較が全然ない
ので、これは広報の課題かもしれないですけども、例えば、先ほどから外国人の人口
が2番目ですよとかいう話の通り、他の指標も、例えば、23区でどうなのかとか、
全国規模でどうなのかとか、そういうのがこのままではわからない。ただ、中でこ
ういう数字があって、目標達成のための指標としか読み取れないので、今後、区民
に知らしめるためには、豊島区ってどうなのっていう意味の比較を出さないと、豊
島区の区政が良いか悪いかって、区民には理解できないと思うので、その辺は今後
お願いしたいなというふうに思います。

原田会長： ありがとうございます。今の点いかがでしょうか。

行政経営課長： ありがとうございます。確かに委員のおっしゃる通り、こちら評価だけで全てが
決まるということは、やはりよろしくないと考えております。23区と比較した場合
とか、全国的なものとか、もしくは、ものによっては、諸外国とかそういうところ
にもアンテナを張って、区政がどの位置にあるのかというのは、的確に把握できる
ようなところは、今後、様々な研究・検証などを重ねまして、検討してまいりたい
と思っております。

原田会長： 私も行政の研究者として少しコメントしたいんですけども、やはり日本の地方
自治体が、様々な施策を展開するときに気になるのは、まず、隣がどうだったか、
また、よく後ろの方はご存知だと思うんですけど、類似団と言います、人口はどれ
がいののか、産業別で同じような自治体が全国に1,700あるんですけども、それと比
べてどうだったのかという議論を、必ずするわけです。ところが、やはり諸外国を
見ていると、そういう議論の仕方をするという国々はむしろ少なく、ターゲット
としたものを達成しているのかを取るというところ、それだけで足りるんじゃない
かというような議論の仕方もあるのかなと。ですから、委員おっしゃる通り、結局
うちのまちって、どのぐらいに位置するのかということは、すごく大事ですけど、
まずはここに入っているターゲットに到達できたのか、できていないのかというこ
ろが、まず大事なかなというふうに思います。その上で、委員がおっしゃるように、
では他の自治体も同じように苦しんでいるのか、それとも、うちのまちだけさぼっ
ているのかがわかるということは、やはり付随的な、しかし大事な情報かなという
ふうに思います。この情報、この数値が、どういう意味を持つのかということにつ
いても、言及ができたり、説明ができるときには、説明してあげた方がいいと思い
ますが、まずは目標をしっかり達成してほしい、達成できなかったら、なぜ達成で
きなかったのかということが、わかる形にしてほしいという気がしています。あり

がとうございます。他の方々是非どうぞ。指標についてもどうぞ。

S 委員： 区議会も決算議会がありまして、様々な立場で議論した中で、ちょっと感想を。前にも、私申し上げたと思うんですけども、法令に関する問題については基本計画に載せない方向っていうか、要するに、土台となっているものがあって、総論で書かれているんですけども、区民にとってみれば、法令に関するものはかなりあって、計画的に載せなきゃなんないんじゃないかなと思われるような、例えば、国民健康保険という法律があって、区にも国民健康保険課があるじゃないですか。その保険料だとか、あるいは徴収だとか、そういうものには全く触れられていないんですよ。介護保険は法律に基づいて、実際に介護保険課というのもあって、区民にとって介護保険ってものすごく重要なもので、それを上乘せとか、横出しとか、あるいは、施策の展開は区がやる。しかし、これについてはあまり触れられてないので、そういう方向性も出てない。これは、初心に帰ってちょっといろいろ見てみると、何でこういうものが網羅されないのかなっていうのは、ふと決算委員会も含めて疑問に思いました。

それから、例えば、この間議論になった放置自転車も、豊島区で大問題になっているが、これについて見ると、放置自転車対策って載ってないんですよ。自転車対策はマナーとかそういったものはあるんですけども、豊島区にとっても重要課題で、放置自転車対策もあって、それで撤去もやってるじゃないですか。これをどこまで減らすとか、そういうちょっと細かく見ていくと、かなり欠けているところがあるのではないかと、ちょっと見ながら思ったものですから、私全部つぶさにこれと言えませんが、そこに疑問に思ったので、指標をやる上では区民の目線からの事業ですので、こういう事業が載っていないのはどうなのかっていうのは、やはり検証する必要があるなと思います。

原田会長： ありがとうございます。以前、他の委員が比較的同趣旨のことをおっしゃったような記憶もうっすらございます。少しだけコメントを差し上げると、やはり法定受託事務に関わるような、要するに、国の法令に基づいてやっているようなものについて、書かないというわけじゃないんでしょうけども、なかなか区独自の横出し、上乘せの話をなさいましたけれども、しかしながらメインのところについては、国がお金を出すんですけども、自治体の側からすると仕事をしているんだけど、お金は向こうからとか、法令上の縛りがたくさんあるとか。やはり全国一律にやるようなものも含めてあるんだけど、区民の側からすると、区役所に行ってみたら国保もあるんだけど、国保について全く書いてないのは何でなの、というふうに思うということは、あり得る疑問かなと思います。ですから、これってどうしたらいいのかな。これは、日本の地方政府の問題と、日本の政府関係の問題、国と地方が一緒にやっていると、地方と一緒にやっているところから発生する問題だと思いますけど、区民の側からすると、区役所に行った課の仕事が全く触れられてないように思えるんですけども、これちょっと難しい問題です。いかがでしょう。

政策経営部長： これまでも答弁させていただいているところはあるんですけども、今回の施策の中で、主な指標を二つ選んでいるという形になって、じゃあ、どういう指標を選ぶかについて条件をつけたところ、やはりなるべく区が事業を展開して、その影響

がわかるというか、その効果が出るようなものを中心に選んでいこうということでございますので、選ぶ中で、当然、法定の施策も我々実際はやっているわけですが、指標で選ぶ場合、どちらを選ぶかと言った場合、各施策の中においては、できるだけ区で行っている、区独自の施策に近いものを選んで、その指標を代表選手するという形で選んだので、今回については、基本的に区の施策の方が多くなっているというような状況でございます。法定受託事務等を、区の事業について、指標として全く何も考えないというわけではなくて、そういった事業においても、区としてどうすべきかというような方向性はあるわけですから、それを指標としてここで出すかどうかということは、また別なところでございますので、今回はなるべく区の事業というところを、代表選手で選んだということでございます。

S委員： 今度、高際区長になって、新しく基本計画を策定するという視点で臨ませていただいたんですけども、やはり区民との関わり合いのあるものという点では、私達いつも区民向けのアンケートなんかもやっているんですけども、やはり国民健康保険の料金ですとか、介護保険との関わり合いの問題もそうだけでも、やはり区民に関わり合いがある重大な問題があると思うんですね。ですが、区の方から言わせると、そうじゃないんだという、今もそういう答弁になってしまって、私はやはり関わり合いがあるものは載せた方がいい、内容はともかくとして、そういう視点ではないかと。区民の目線から見ると何で載ってないのかなと。なんで載せないのか説明がつきますかということです。

原田会長： おっしゃるところは、私もよくわかります。一般区民の目線からすると、道路は道路であって、これが都道であろうと区道であろうと国道であろうと関係ない、ということなんですけども、じゃあ、国道に対して区の側が、どういう形で働きかけることができるかという、働きかけることができないものについて、目標を定めて、指標設定して、PDCAを回していくということはなかなか難しい、ということにおおそくなる。逆に言うと、独自のお金を、例えば投入して、都もやってない、国もやってないけども、独自でこういう施策をやる、じゃあ、そういう施策は本当に急いでやる必要あるのか、どんな効果が出るのかということは、やはり議論をしていく価値があると。そういう説明が、おそらく今、部長からあったところなのかなというふうに思います。委員がおっしゃることは、本当によくわかります。そんな違いが区民にとってはどうでもいいのです、役所が一体どこが所管しているのか、道路は道路であって、という気がしますがけれども、他方で、如何ともし難いところについて、目標を立ててやっていくということが難しいというところもある。だから、これについてはあっちに聞いてとか、これは知らないよということを書ければいいんでしょうけど、そんなことを書くと、区民にとっては、ますますわからなくなるということですから、やはりこれは、ちょっと大きな課題として実際に自治体で仕事をしている場合、区としてなかなかコントロールし難いものがあるようなものについて、こういう計画ものでどう考えていくのかというのは、やはり長期的な課題、そもそも今やるっていうのは多分できないと思う。たくさんありますからね。たくさんありますから、やはりそれを区民目線でどういうふうにそれを伝えていくかということは、もう少し長い目で整理をしていかないと、区民の方にもわかりづらいのかなという気がしております。ですから、一旦今回は受け止

めさせていただいて。私もおっしゃる通りだと思います。区民からすると、どうでもいい違いですが、役所側からすると全然どうでもよくない違い、やはり大きな違いなので、そのあたり、違いがあるのですけど、区民の場合の関心というか視点というものも、どういうふうに書いていったらいいか、考えていく必要があるかなと思います。例えばですけれども、行政相談というのを総務省がやっています。総務省がやっている行政相談って、別に国のことだけを受けているんじゃないんですよ。地方自治体のことも受けて、地方自治体に伝えて、問題解決に至るということもありますので、やはり行政の単位を超えた対応というものが必要になってきていることがあるし、有効になっているというところがある。ですから、区として、そういう自分のところのmatterでない問題、しかしうちの区でやっていることに対して、どう考えていくのかというのは、なかなか難しいけれども、考えるべき問題があるかなというふうに思っております。

S 委員： ちょっともう時間がないみたいですけど、もう雁字搦めになっているものは、どうしようもないと私も思います。もう例えば、生活保護行政の中で、国が決めた定めた水準について、これを区がこうしなさい、ああしなさいっていう権限、その範疇ではないのはわかります。ただ、それは国民健康保険とか介護保険とか高齢者医療関係の事業会計として、豊島区が事業会計として持っているわけですよ。だから予算も立てて、決算で認定も受けなきゃならないという事業も、これは区民から言ったら必要なものです。そういう会計を議会にもご議論をしてもらいたいわけですから、そういう立場から言えば、基本計画の中に載せないのはちょっと説明がつかないんじゃないかなと思いました。なので、もう一度最後、せっかくもうここまで来ているので、その目線で、もう一度見てもらえないかなっていう思いで発言しました。

原田会長： もし可能性があるとするれば、行政の効率性、例えば、国保税制どうするのかというものについては、これは、区としてどうするのかということを考えないといけないのかしら、どうなんでしょう。例えば、そういうところはあるかもしれませんが、目標を立てて、そこまで持っていきましょうということは、難しい問題もあるかなという気がしています。例えば、来年、国政調査があります。国政調査をやるときに、どれぐらいまでちゃんと調査しましょうかというのは、区でどうにかできるような話ではおそくないという気がします。ですから、繰り返しですけど、やはりこの日本の地方政府のあり方を前提にして、しかし区民に負担をかけない形で、区民にわかりやすくどう伝えていくのかということは、やはりしっかり受けとめてほしいなというふうに思います。他はいかがでしょうか。あと一人、二人位はいけると思います、時間をオーバーしておりますけれども。

Y 委員： 最後に短くします。区民目線というか、区民という言葉もたくさん出てきますが、最初に、23 ページのところ、2 行目「区民目線での行政運営を継続的戦略的に推進していく」、その次のページの「行政サービスの受け手である区民目線をさらに重視するとともに」など、区民という位置づけなんですけども、区民とは何かみたいなところがどこかにあればいいかなと私は思っております。それに関連するところが 28 ページの参画とか協働とかにあると思うんですけども、ここにももちろん、本区は区民というのが住民だけじゃなくて、学校で学ぶ人とか働く人とか当然外国人

の方とか、全て区民というふうに、その位置づけがあったと思うので、そういう方たちみんなで主体的に区政に関わっていくとか、参画していくとか、そういったイメージを持てるような言葉があれば、私はいいのかなと思っているんですけどもいかがでしょうか。

あともう1点、区民ワークショップ、私も見学させていただいて、非常に本当に活発な議論を交わされていて、すごく感激したんですけども、そのときのご意見とか発表が最後ありましたが、それを必ず反映していきますよという区の説明もあったのですが、具体的に、今回どこかに反映されているのですか。最初は「出会いと笑顔が咲きほこる、憧れのまち」、そこは反映されていたと思ったのですが、他にも何かあれば教えてください。

原田会長： 区民の捉え方ですが、いかがでしょうか。

事務局： まず、区民の定義なんですけど、自治の推進に関する基本条例では、住民以外に区で学ぶ方、区で働く方を含めて区民というふうに定義しております。この基本構想・基本計画でも、自治基本条例のそういった定義に基づいて、区民という言葉を使っていきたいと考えておりますが、本当にそういった定義で区民という言葉が使われているかどうかということは、改めてもう一度、全体を通して点検をしたいというふうに考えております。

あと2点目の区民ワークショップに関するご意見の反映というところで、今回のワークショップをやって、どのグループでも共通していたのが、区の情報発信を強化する、区がこんなことをやっているなんて知らなかったっていう声が非常に多くて、どのグループでもちゃんと区民に事業が届くような工夫をしてほしいという意見が出ていましたので、そういったご意見を受けて、情報発信の強化というところを各施策で目指して書いています。また、個別の施策でいうと、例えば、公園のグループのワークショップでは、各公園の回遊性を高めるような情報発信であったり、公園の機能の分担みたいなものを検討してほしいという意見がありましたので、そういった回遊性の向上といったテキストを加えています。8グループあったんですけど、それぞれ数点は、ワークショップの意見を踏まえて、キーワードとか意見を踏まえた内容を加えております。

原田会長： よろしゅうございますか。1点目のところは非常に大事な視点からご質問くださったかなと思うんですけど、どうしてかと言いますと、やはり今回の基本構想・基本計画の大事な大前提は、やはり流動性が高いこの区について、10年後どう見せるのかっていう話。そういう意味では、狭い意味の、あるいは、自治基本条例に書いている住民だけではない人にも、どうやってリーチを伸ばしていくのかっていうこともすごく大事、将来の住民になってもらう、将来の住民に対して、どういうメッセージを出していくのかっていうことはすごく大事なことです。訪れたい場所、まさにそうですね。ですから、全ての施策はというわけにはいかないかもしれませんが、本当に幅広く、年代も、今住んでいる地域についても、やはり幅広く、住民というものを考えて、どれだけ展開できるかというのは、基本構想・基本計画がどれだけ実効性があるかということにつながっていく質問をされたかなというふうに思います。

2点目のところについては、冒頭にもありましたけど、いくつか反映をしていただいているということですね。ありがとうございます。では最後にK委員どうぞ。

K委員： 素案の72ページの地域医療のところ、「医療と介護の両ニーズの増大」の赤字で書いていただいている文章を何度も読んでいるのですが、ちょっと理解が難しいと思って。「地域で孤立している等医療を受けることに加えて福祉的なアプローチが必要な場合があります」と書いてありまして、これはどういうふうに理解したらいいのかなって自分なりに考えたときに、孤立を生んではいけないであろうということを思ったときに、地域で孤立を生まないよう、医療を受けることに加えては、福祉的なアプローチが必要な場合がありますという理解なのかなと感じましたが、いかがでしょうか。

原田会長： いかがでしょうか。

健康部長： ここは、7回目の審議会のときに、Q委員からいただいた社会的手法という考え方を盛り込んだものでございます。そのときに申し上げたのは、やはり病院に行って病気は治るんだけど、病気が治って家に帰ると1人になってしまうという、そこは全然解決しなくて。そういうアプローチも必要だというようなお話で、なのでそこを盛り込んだつもりです。今、ご指摘いただいた表現も検討していきたいと思います。

原田会長： 簡単に言うと、わかりにくいですよ。コンテンツは誰も論点としては上げていないので、表現について、是非、よりわかりやすい表現にしてほしいということですよ。

K委員： あともう一つだけ、本当に今更ながらの話になってしまうのですがけれども、7番「誰もが居心地の良い歩きたくなるまち」というところの表現の、黄土色の色が見づらくて、白抜きの文字が、皆様見づらくないですか。逆に、例えば、92ページ以降になると、黄土色がちょっと濃くなるので、白く抜き出されているので、こちらの方が見やすいので、できれば、こちらの色に変えていただいた方が、区民の方が全て同じようなところで見やすくなるのかなと、今更ながらになりますが、思いました。

原田会長： これは大事なところで、本学では、ユニバーサルデザインの文字だとか、色の使い方だとか、統一性をとって規定を作っているんですけど、やっているんですよ。

事務局： やっています。ただ、おっしゃる通り、この8ページは見づらいと思いますので、見やすさ第一で色を調整したいと思います。

原田会長： 是非、もう1回、文書に対して、どういうレイアウトがいいかを含めて、と思います。基本的には、私が今見ている限りでいうと、このフォントも、ゴシックを使っていて、多分見やすい文字は使っているんだろうと。明朝体などは使っていないと思います。ですから、色使いなども多分あると思うので、いろんな部局の色を分けないといけない。どうしても7つで分けるというときに、7つ目がなかなかないとかいうこともわかるんですけど、ちょっともう一工夫していただければというふうに思います。どうぞ。

K委員： 30ページの1から7までありますが、7だけちょっと行がずれているので、これも多分、もう一段階上の方がいいのかなと思います。1、2、3と続いていて、7

だけがちょっと一つ下になっています。

原田会長： ありがとうございました。今の点もレイアウトも含めて是非お願いします。最後に、締め言葉をいただいたかなという気がします。

では、今日も、私としては、7時半に終わったらどうしようかなというふうに心配しておりましたが、完全に杞憂でございまして、本日もたくさんのご質問、ご意見を賜りました。ありがとうございます。今この場にいらっしゃる方々、WEBで参加していらっしゃる委員の方々はお気づきかもしれませんが、これを、例えば、もう一晩見ると、またいろいろ見つかるだろうという気もしておりますので、大きな変更は絶対にしません、そういう約束はいたしますので、最後私にご一任ください。例えば、「てにをは」がおかしいというところが出てきて、修正をしたいのだけど、この場で決めてしまったので、一言一句という話よりは、書いている中身は絶対に混在させたり付け加えたりしないと、足しもしないし引きもしないという前提で、私の方に ご一任くださればと存じます。よろしゅうございますか。

(一任)

ありがとうございました。それでは、今日いただいた意見を踏まえて、修正すべきところは修正し、11月のパブリックコメントの実施に向けて、さらに検討をお願いしたいと存じます。事務局に一旦お戻ししたいと思いますが、今日私としては、お預かりする案件は以上でございまして、連絡事項がございましたら、事務局からよろしく願いいたします。

V委員： すみません。1点よろしいでしょうか。

原田会長： どうぞ。

V委員： 子どもたちの意見も聞いていますので、もう少し簡略版か何かでわかりやすいものを用意していただいて、自分たちが1年間かけて喋ったことが、どんなふうに反映されているのかというのを確認してもらうことが必要だと思いますので、そういう形で簡略版というか、わかりやすい版を作っていただけるといいかなというふうに思いました。意見です。

事務局： ありがとうございます。としま子ども会議のワークショップを踏まえて、本日、基本構想・基本計画の修正も行っておりますので、ちゃんと意見が反映されたというフィードバックを、子どもたちに分かりやすい資料を作成して、実施していきたいというふうに考えております。

本日もたくさんのご意見をいただきまして、ありがとうございました。委員の皆様から、本当にたくさんのご意見をいただけたことで、多様な視点を踏まえた素案が出来上がりつつあると実感しております。本日の審議について追加のご意見等ございましたら、11月4日（月）までに、事務局までご連絡をお願いいたします。

そして、次回の審議会は年明けの1月23日に開催をいたします。この後、来月11月に区議会に素案を報告した後、11月下旬から12月下旬頃にかけて、パブリックコメントと区民説明会を実施する予定です。その後、パブリックコメントなどのご意見を踏まえて、最終的な構想・計画の案を作成し、1月23日の第10回基本構想審議会へ答申を行う予定でございます。次回の審議会まで少し間が空くこととなりますが、進捗の状況につきましては、適宜メールなどで共有をさせていただきます。

たいと考えております。

事務局からは以上でございます。本日もありがとうございました。

原田会長： 本日の審議はこれで終了でございます。次回は1月ということですので、皆様、かなり早いですが、良いお年をお迎えください。閉会いたします。ありがとうございました。WEBの方々もありがとうございました。

会議の結果	基本構想・基本計画（素案）について、質疑応答を行った。
-------	-----------------------------

提出された資料等	【資 料】 資料 9－1 基本構想・基本計画（素案） 資料 9－2 施策の効果を表す代表的な指標 【参考資料】 参考 9－1 将来人口推計について 参考 9－2 基本計画策定のための区民ワークショップ 実施結果について（簡易報告） 【当日配布資料】 第9回資料に関する事前質問への回答
----------	--